

平成22年度
国の施策及び予算に関する重点提案

平成21年7月 指定都市

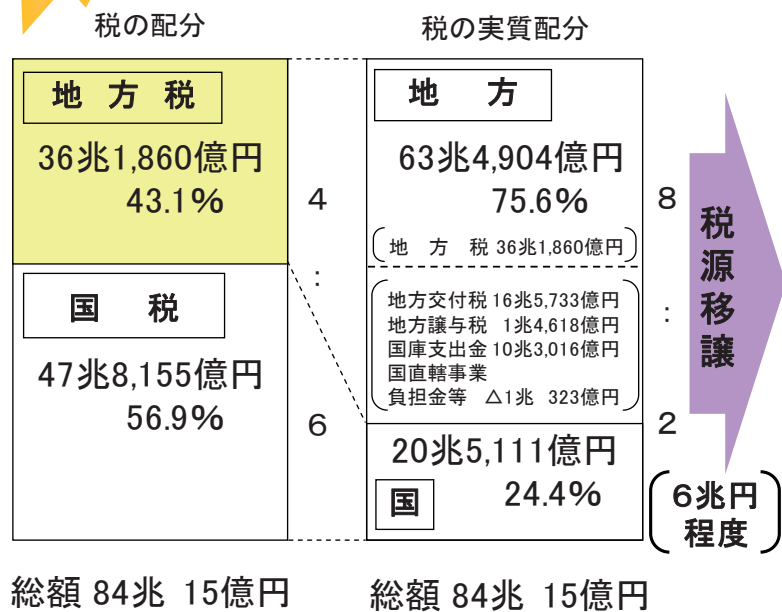
- 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 国庫補助負担金の改革
- 5 国直轄事業負担金の廃止
- 6 地方交付税の改革等
- 7 新たな大都市制度の創設
- 8 生活保護制度の抜本改革
- 9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国・地方における租税の配分状況(平成21年度)

税の配分の
抜本的な
是正が必要!

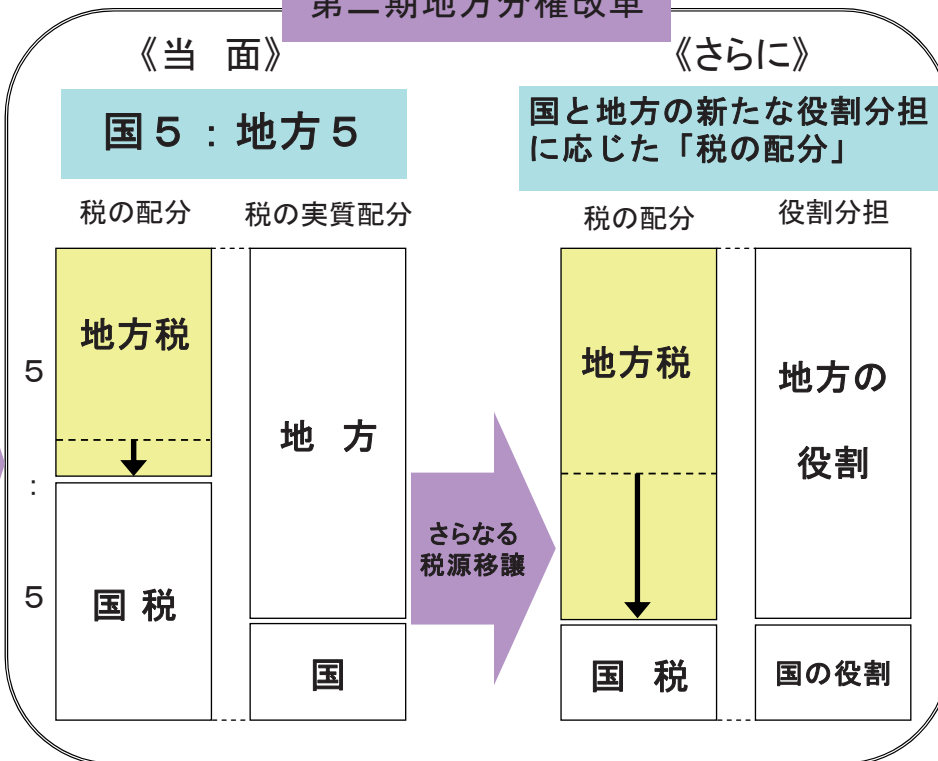
《現状》



第二期地方分権改革

《当面》

《さらに》



【指定都市の提案】

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5:5とすること。

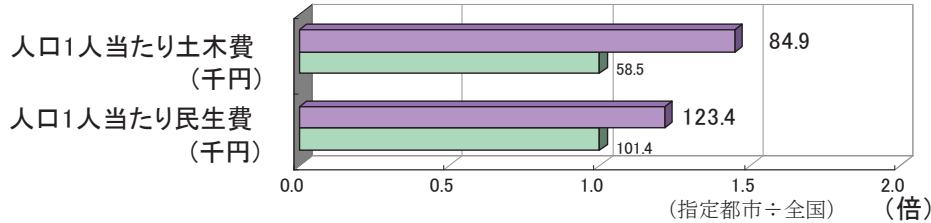
さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

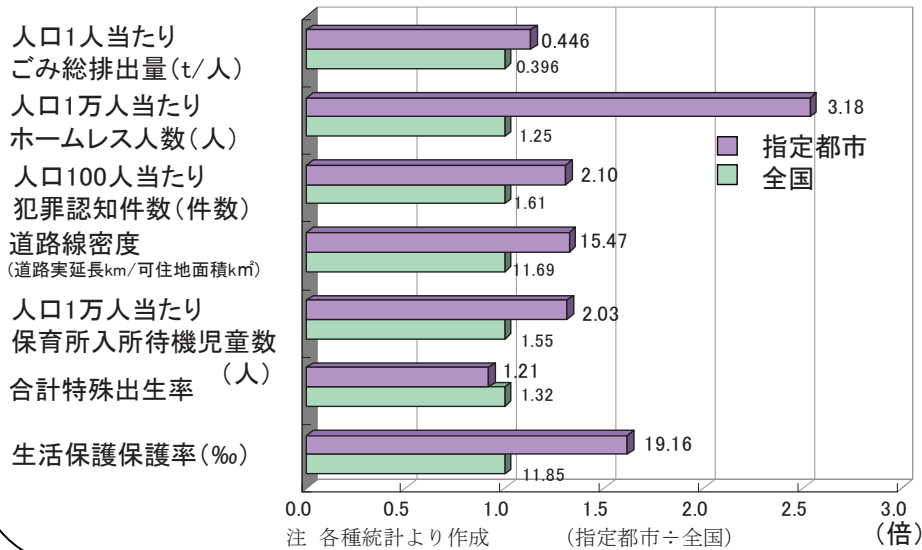
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要の例

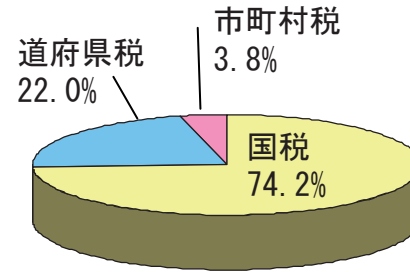
都市的財政需要（全国平均との比較）



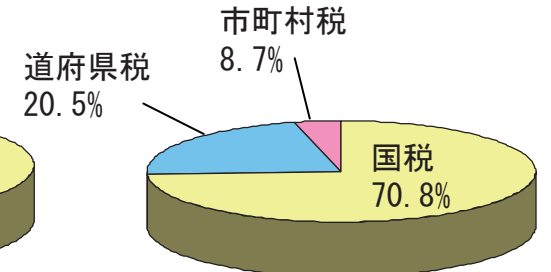
都市の課題（全国平均との比較）



消費・流通課税の配分割合



法人所得課税の配分割合（実効税率）



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 (注) 地方法人特別税は国税であるが、税体系の抜本的改革までの暫定措置であることから、道府県税に算入している。

**都市的税目の配分割合が
極めて低い！**

【指定都市の提案】

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

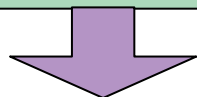
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額
(平成20年度予算に基づく概算)

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は
☆行政サービスは「指定都市から**受益**(大都市特例事務)」
★その**負担**は「**道府県**への納税」

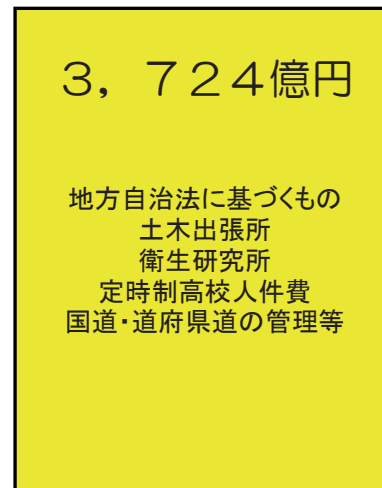


指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による税源配分の見直し(大都市特例税制の創設)により財源措置すべき

(個人道府県民税→個人市民税、法人道府県民税→法人市民税、地方消費税→地方消費税交付金)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)



同左税制上の措置



これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

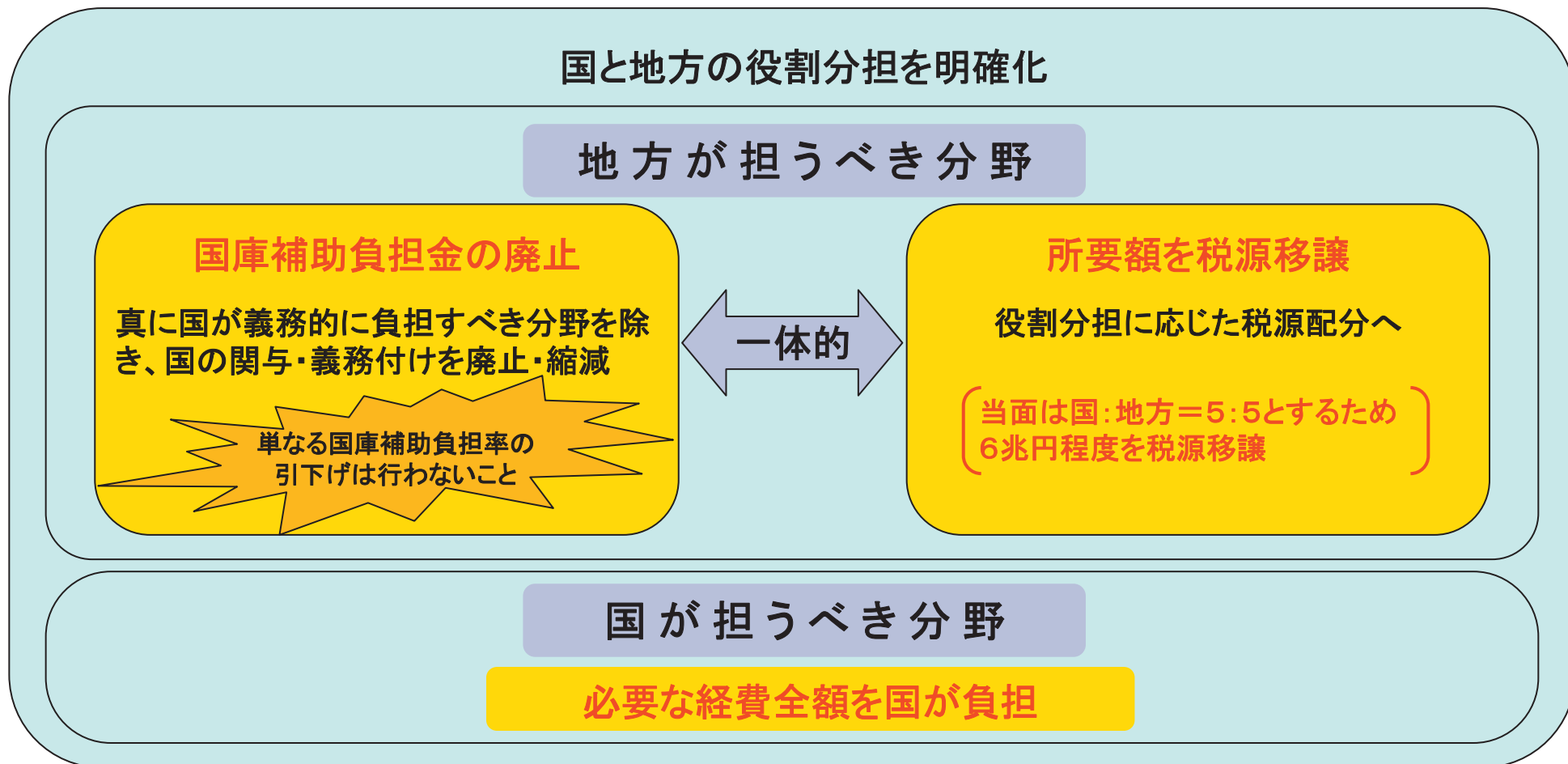
- ・道府県費負担教職員給与費 7,931億円
- ・市域内を流れる道府県管理河川の整備・管理 190億円 など

(平成18年度決算をもとに推計)

【指定都市の提案】

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 国庫補助負担金の改革



【指定都市の提案】

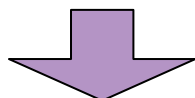
国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

5 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担を見直し



国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止

維持管理費の
地方負担は
直ちに廃止！

国直轄事業に対する指定都市の負担

(単位：百万円)

事業名		国直轄事業費	国直轄事業に対する指定都市の負担額	負担割合
整備	国道	163,629	61,675	38%
	港湾	46,539	16,273	35%
維持管理	国道	25,611	10,314	40%
計		235,779	88,262	37%

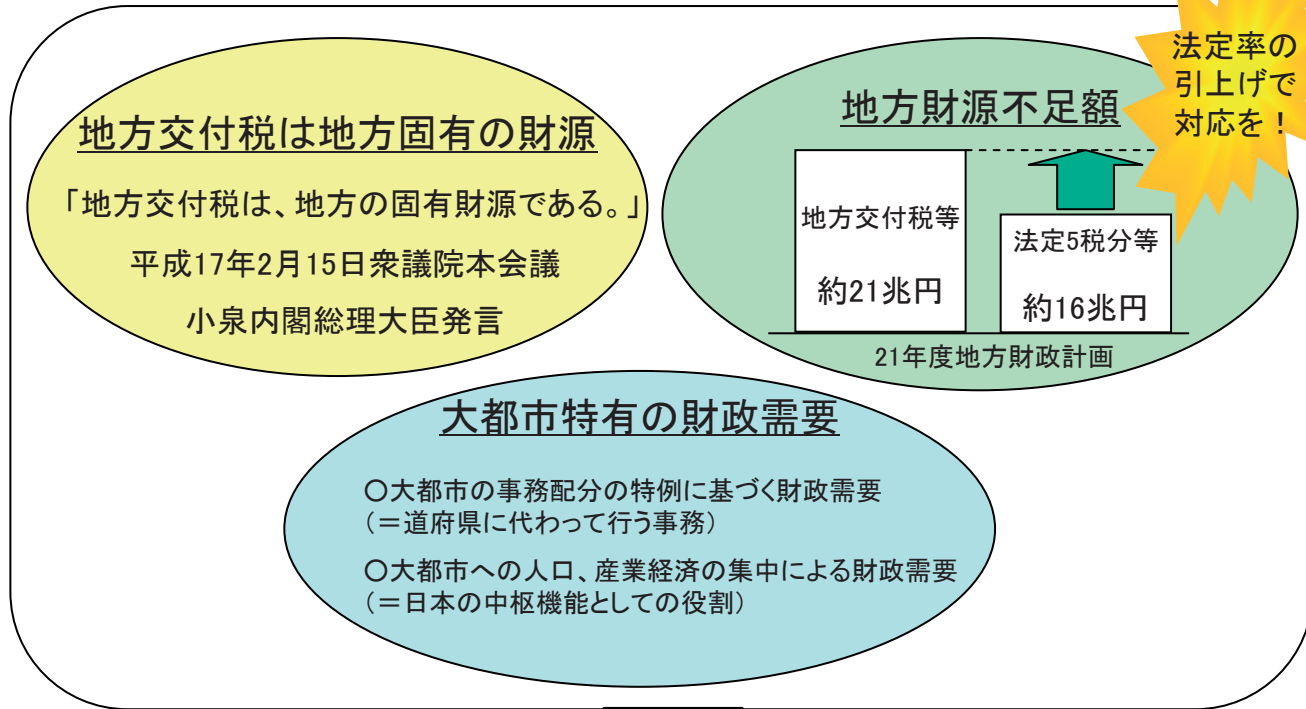
※ 指定都市の負担額は平成19年度決算に基づく。

【指定都市の提案】

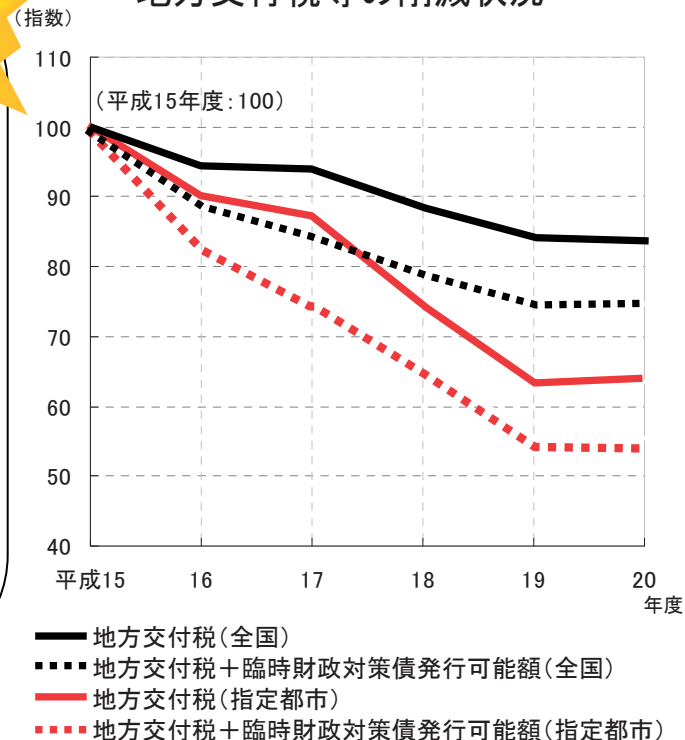
国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、国直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費については、本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担については直ちに廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

6 地方交付税の改革等



地方交付税等の削減状況



【指定都市の提案】

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与・義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

特に、平成22年度も大幅に地方税収が減少することが懸念されるため、地方税収の減収に見合った地方交付税の増額がなされること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

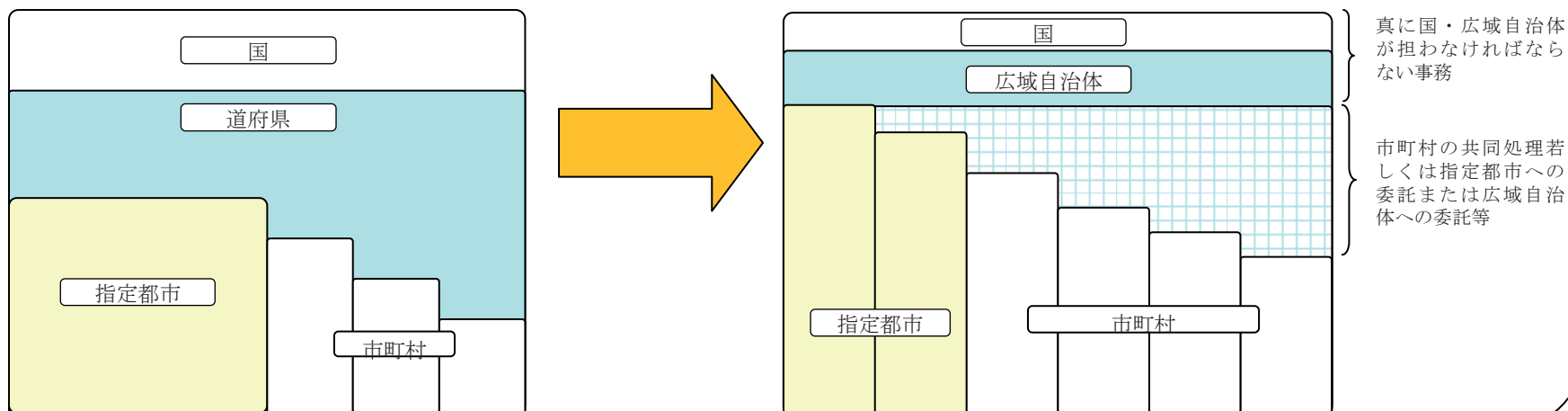
7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度の問題点

- 大都市への事務配分が特例的・部分的 ⇒ 一元的・総合的な行政運営が困難
「市民ニーズに応じた機動的な対応を阻害している」
- 役割分担に応じた税財源措置がない ⇒ 大都市特例事務の所要額に対する措置不足
⇒ 大都市特有の財政需要に対応できない
画一的な市町村税制
「大都市自身が大都市問題を十分に責任を持って解決できない」
- 道府県との間の役割分担があいまい ⇒ 「二重行政」の弊害
「非効率・不経済な状況を招いている」

大都市の機能を十分に
発揮できる
新たな大都市制度の創設

国・広域自治体・基礎自治体の行政体制の概念図



【指定都市の提案】

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な行政サービスが提供できるように事務権限とその役割に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

8 生活保護制度の抜本改革

生活保護制度

憲法の理念に基づき、国の責任において全ての国民に最低限度の生活を保障し、あわせて保護を受ける者の自立を助長することを目的とするもの

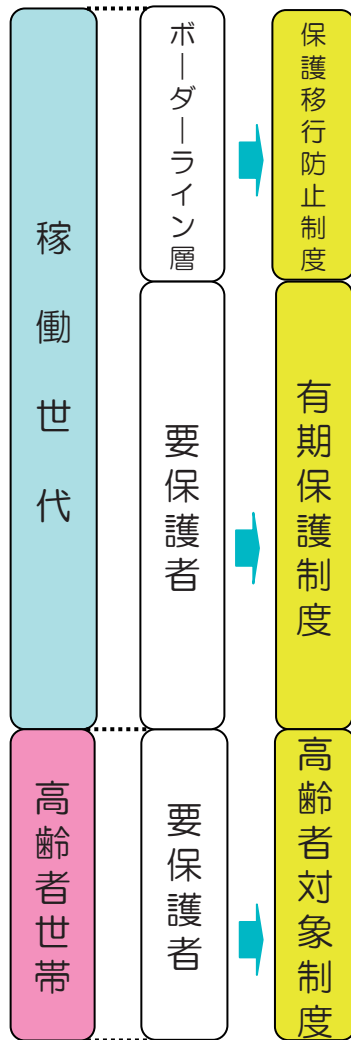
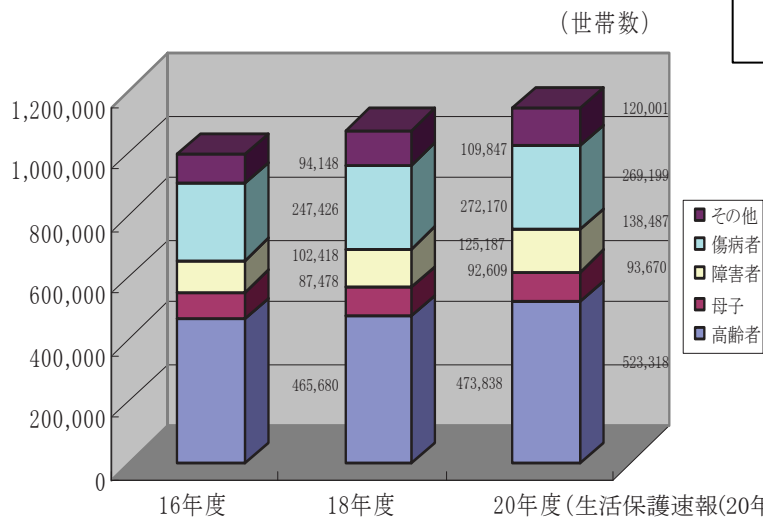
現状

- ・被保護世帯の増加
- ・扶助費の約半分を占める医療扶助

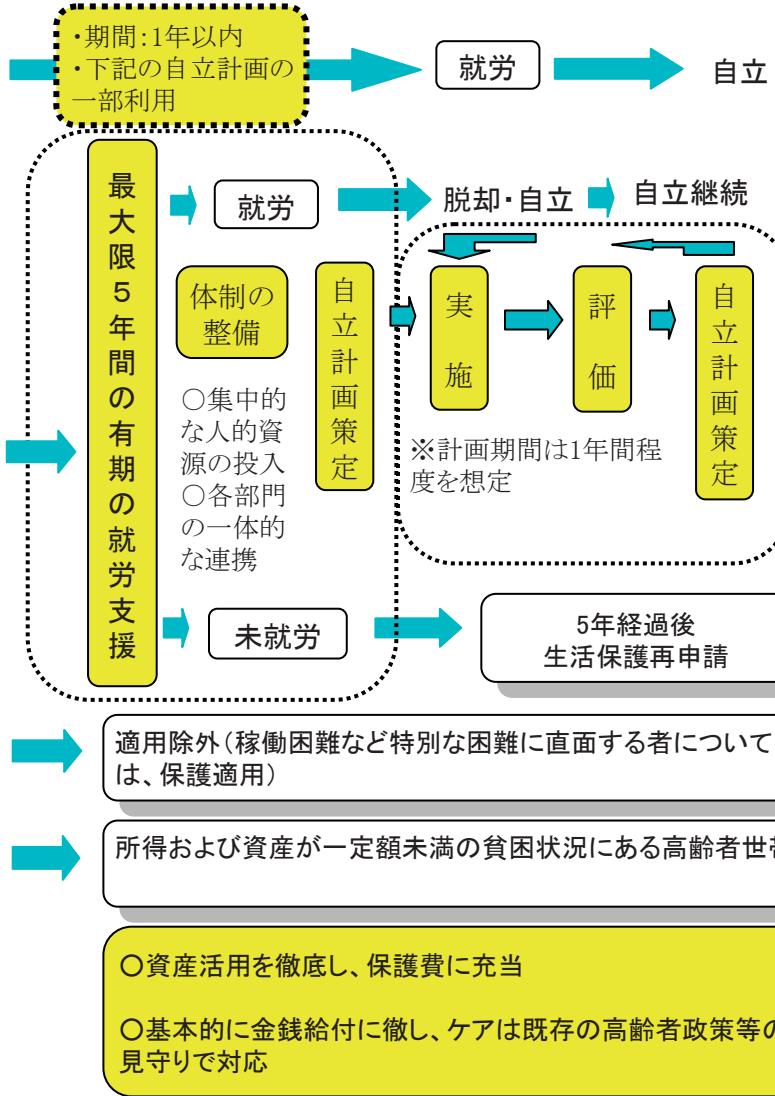
課題

- ・自立困難な高齢者層の拡大
- ・稼働年齢層の受給期間の長期化
- ・医療費等にかかる費用負担意識の希薄さ

被保護世帯の状況(全国)



新たなセーフティネットのイメージ



【指定都市の提案】

生活保護制度を時代に即した制度とするため、社会保障制度全般を含めた幅広い議論を行い、地方の意見を十分に反映させ、中長期的な視点に立った抜本改革を行うこと。

9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

県費負担教職員制度に関する役割分担

義務教育に係る給与費負担は、所要額全額について安定的かつ確実な財源措置を確保した上で、税源移譲により措置

(現行の道府県・指定都市の役割分担)

財源措置

(あるべき役割分担)

	給与費負担
道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

	給与費負担
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

現状の問題点

・教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与負担者でないという「ねじれ」が生じており、学級編制や教職員定数を主体的に決定することができない。

問題点の解決

・国及び道府県から必要な財源、権限の移譲を行うことにより、学級編制や教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになる。

学校の設置管理者である指定都市が、主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を市民に提供することが可能となる。

【指定都市の提案】

県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。
学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

早期に移管の時期と全体像を明確にし、準備のための十分な移行期間を設けることが必要！

